

江府町告示第 15 号

江府町林業専用道開設事業費補助金交付要綱の制定をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町林業専用道開設事業費補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町林業専用道開設事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため路網の整備（林業専用道）を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県林業再生事業実施要綱（平成22年4月13日付第200900218974号鳥取県農林水産部長通知。以下、「県要綱」という。）に係る補助金の交付決定を受けたものとする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的を達成するため、別表第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、別表第4欄に係る経費のうち予算の範囲内で本補助金を交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、鳥取県補助金等交付規則第18条第1項の通知日から60日以内又は通知日以降の最初に到来する3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付する書類は、江府町林業専用道開設事業実績及び収支決算書（様式第1号）によるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、交付申請を受けた後、規則第6条により本補助金を交付すべきものと認められ併せて事業が完了し、額が確定している場合は、江府町林業専用道開設事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第11条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、別表第7欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

2 前条の規定は、変更等の承認について準用する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、各年4月1日以降に着手した事業について適用する。

別表

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助額	5 実施基準	6 重要な変更
林業専用道 開設事業	(公財) 鳥取県造林公社、選定経営体	1 事業費 次の路網整備に要する経費 (1) 林業専用道（規格相当）の作設	路線区分 B 1,500円／m C 3,500円／m 路線の開設単価が国費（1）+ 県費（2）を超える場合、上記金額を上限として上乗せ	平均横断面 地山傾斜区分 15度未満 A 32,000円／m 15度以上 B 35,000円／m 25度未満 C 38,000円／m 県費（2）は、国費（1）を超える場合	路線の傾斜区分の変更及び傾斜区分ごとの平均開設単価の変更

江府町林業専用道開設事業実績及び収支決算書

事業の目的

2 事業報告
(1) 林業專用

3 事業完了年月日

令和年月日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	決算額	備考
町補助金		
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出

区分	決算額	備考
事業費		

3 添付書類

(1) 林業専用道の位置図

原則、森林計画図に作成すること。

森林整備区域及び林業専用道を赤色線で図示すること。

(2) 状況写真

作業工種毎に複数枚程度添付すること。

作業の実施状況がわかるのもとすること。

(3) 鳥取県林業再生事業費補助金に係る補助金等の額の確定通知書の写し

様式第2号（第6条関係）

番
年
月
日

様

江府町長

年度 江府町林業専用道開設事業費補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金の交付について、江府町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第8条及び第19条の規定により下記のとおり交付決定し併せて額を確定したので、江府町林業専用道開設事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 江府町林業専用道開設事業

2 交付決定額及び確定額 金 円

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。